

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 10 月 13 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700289号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700199号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がない。請求期間に事業所から賞与の支払を受け、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された金融機関の取引明細証明書の写し及びA社の財務担当者の陳述から、請求者は平成18年6月に同社から給与の支給を受けたことは確認できるものの、賞与の支給を受けたことを確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書を保有しておらず、A社の財務担当者も、請求期間に係る賞与に関する資料はない旨陳述していることから、請求者に対する当該期間における賞与支給の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。